

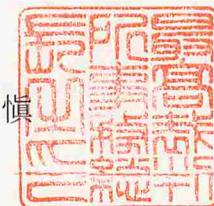
最高裁秘書第2595号

令和2年11月9日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書不開示通知書

6月4日付け（同月8日受付、第020175号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

最高裁判所事務総局の課長に適用される俸給表が何であるかが分かる文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

(1) 1の文書のうち、最高裁判所事務総局の課長（裁判官）に適用される俸給表が何であるかが分かる文書（最新版）については、作成又は取得していない。

(2) 1の文書のうち、最高裁判所事務総局の課長（裁判官以外）に適用される俸給表が何であるかが分かる文書（最新版）については、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律が考えられるところ、法令は、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第1の司法行政文書に該当せず、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）